

国民健康保険の手続きについてお知らせします

国民健康保険に加入するとき、または、やめるときは、14日以内に保険年金課（または各行政センター市民サービス課）の窓口で届出をしてください。

届出には、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）をお持ちください。

	届出が必要な場合の例と窓口にお持ちいただくもの	お渡しするもの
加入するとき	<ul style="list-style-type: none"> ◇職場の健康保険をやめたとき、被扶養者から外れたとき 〔お持ちいただくもの〕 ・ 職場で発行される健康保険加入期間の証明書 ◇市外から転入したとき（職場の健康保険に加入していないとき） ◇子どもが生まれたとき（職場の健康保険の扶養になる場合は除く） 	マイナ保険証を ▶所持されていない方には 資格確認書※1を交付 ▶所持されている方には 資格情報のお知らせ※2を交付
やめるとき	<ul style="list-style-type: none"> ◇職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき 〔お持ちいただくもの〕 ・ 国保の保険証、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」 ・ 職場の健康保険証、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」 ◇市外に転出するとき 〔お持ちいただくもの〕 ・ 国保の保険証、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」 	

※1 従来の紙の保険証に代わるもので、医療機関等に提示することで保険診察を受けることができます。

※2 ご自身の医療保険の資格情報（被保険者番号や保険者名など）を把握することができる書類です。

マイナ保険証で受診される方は、通常、この書類の提示は不要ですが、マイナ保険証が医療機関等の顔認証付きカードリーダーで利用できない場合は、マイナ保険証とともに「資格情報のお知らせ」を医療機関に提示することで、保険診察を受けることができます。

～保険証に関する Q&A～

Q.1 紙の国民健康保険（または後期高齢者医療）の保険証はもう使えないの？

A.1 紙の保険証に記載の有効期限（例えば令和7年7月31日）までは、これまでどおり使用できます。

Q.2 有効期限が令和7年7月31日の紙の国民健康保険（または後期高齢者医療）の保険証を所持しているけど、8月以降の保険証はどうなるの？

A.2 従来の紙の保険証は発行しませんが、マイナ保険証を所持されていない方には「資格確認書」を、マイナ保険証を所持されている方には「資格情報のお知らせ」を7月中に郵送でお届けします。

Q.3 マイナ保険証の利用登録は解除できるの？

A.3 できます。国民健康保険（または後期高齢者医療）に加入の方であれば保険年金課（各行政センター）で、他の被用者保険であれば会社等で手続きをしてください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには申込みが必要です。次のいずれかの方法で登録できます。

- ・ 市役所（各行政センター）で申込み
- ・ マイナポータルにログインして申込み
- ・ 医療機関や薬局の顔認証付きカードリーダーで申込み
- ・ セブン銀行のATMで申込み



▲マイナポータル



おたずね／保険年金課 国民健康保険に関すること TEL 21-6982
後期高齢者医療に関すること TEL 21-6983

**応援します
いきいきライフ**
令和7年度の国民年金保険料・
学生納付特例制度

令和7年度の国民年金保険料は、**月額17,510円**です。
国民年金保険料を納めることが困難な場合は、申請して認められると保険料の納付が免除・猶予される制度があります。
今回は、学生が対象となる「**学生納付特例制度**」をご紹介します。

対象となる学生

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校など(夜間部・定時制課程・通信制課程の学校も対象)に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が次の式で計算した額以下のとき。

128万円 + 扶養親族の数 × 38万円 + 社会保険料控除額等

※修業年限が1年以上あることが必要です。 ※一部対象外の学校もあります。

対象期間と受付期間

- ① 令和7年4月～令和8年3月 [令和7年4月受付開始]
- ② 申請月から過去2年1か月前までの未納期間(年度ごと) [随時受付]



※令和6年度の承認を受けた方のうち、日本年金機構からハガキ形式の申請書が4月上旬までに届いた方は、必要事項を記入し返送することで令和7年度の申請ができます。
ハガキが届かない方、初めて申請する方は、下記の窓口で申請してください。

手続きに必要なもの

- ① 基礎年金番号通知書、年金手帳またはマイナンバーカード
- ② 学生証の写しまたは在学証明書(原本)
- ③ 退職して学生になられた方は、雇用保険の被保険者離職票・受給資格者証・受給資格通知・被保険者資格喪失確認通知書のいずれかの写し

マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます

学生納付特例の手続を電子申請することができます。
マイナポータルにログインし、「年金」のページに進んでください。
初めてご利用の方は「利用者登録」が必要ですので、マイナポータルのホームページ(<https://myna.go.jp>)をご覧ください。



承認された期間の年金はどうなるの？

学生納付特例が承認された期間は、年金を受け取るために必要な資格期間には数えられますが、将来受け取る老齢基礎年金額の計算期間には数えられないため、減額となります。

しかし、承認された期間の保険料を、申し出によって10年以内に納めると、納めた期間分は年金額の計算に反映されます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算金が上乗せされます。

手続窓口
おたずね

日本年金機構 出雲年金事務所 (TEL 24-0045 音声案内②→②)
出雲市役所 保険年金課 (TEL 21-6982)、各行政センター市民サービス課